

令和6年度 大阪狭山市公の施設の指定管理者 評価結果表

施 設 名	大阪狭山市障害者地域活動支援センター（さつき）
指定管理者	社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会
指 定 期 間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
所管部署名	健康福祉部 福祉政策グループ
指定管理料	32,762,370円（令和6年度決算額）

1. 指定管理の概要

(1)指定管理施設の概要

所 在 地	大阪狭山市今熊一丁目 80 番地、82 番地
事 業 内 容	毎週月～金曜日に創作的活動（塗り絵・折り紙・絵画など）や制作活動（貼り絵・ペーパーロールアートなど）を中心に、製品の組立て・袋詰めなどの作業訓練、クラブ活動などを実施する。
施 設 内 容	（80番地）鉄骨造平屋建て、建築面積140.5㎡、作業室、更衣室、給湯室等 （82番地）鉄骨造平屋建て、建築面積391.5㎡、作業室、訓練室、 娯楽室、更衣室等

(2)指定管理者の概要

団 体 名	社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会
所 在 地	大阪狭山市今熊一丁目 85 番地
主 な 事 業	1. 地域福祉の推進（地区福祉委員会の指導・育成等） 2. 在宅福祉の推進（ヒューマンケア事業等） 3. 福祉センター等の管理運営 4. 福祉資金の貸付（大阪府生活福祉資金等） 5. 各種相談事業（心配ごと相談、身体障がい者・知的障がい者相談等） 6. 自主財源活動（社協会員会費、募金活動、善意銀行の運営等） 7. 民生委員・児童委員協議会及び福祉団体との連絡調整 その他

2. 評価の結果

評 価 項 目	評価点	
	一次評価 （指定管理者 の自己評価）	二次評価 （市の評価）
1. 市民の平等利用、サービス向上、利用促進について		
（1）市民の平等利用、サービスの質の維持・向上について	3	3
（2）施設の利用促進について	3	3
2. 適正な管理運営について		
（1）管理運営の実施状況について	3	3
（2）安全対策、危機管理体制について	3	3
3. 管理経費の縮減等について		
（1）指定管理に係る費用について	3	3
（2）経費の縮減に向けた創意工夫について	3	3
4. 課題への対応について		
（1）提案内容や改善すべき点への対応について	3	3
合 計	21	21
【総合評価】	A	A

3. 「2」における評価の理由

指定管理者 の自己評価	優れていた点 ・ 事業や活動について、コロナ禍以前の様に野外レクリエーションなども行い、多くの行事を実施した。また、各部屋ごとのイベントも増やし、工夫しながら事業実施を行った。
	改善すべき点 ・ 更なる専門性の向上の必要性に向け、障がい者の理解等の学んでいける場が引き続き必要である。
	提案内容、前年度の改善すべき点への対応 ・ 利用人数の多い日など、既存の職員の出勤日数を増やすなど調整をすると共に、嘱託職員 1 名を新たに雇用し、欠員状態を改善した。
市 の 評 価	優れていた点 ・ 施設利用者が安心して集い、活動できる場所の提供を継続した。
	改善すべき点 ・ 特定の団体の利用のみならず、施設利用対象である心身障害者及びその付添者、母子家庭の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童によるより一層の施設の有効活用に取り組まれない。
	提案内容、前年度の改善すべき点への対応 ・ 感染症拡大前と同等の活動や事業を再開されていた。